

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取るシリーズ ⑰

基本協約締結！

本部は9月30日、2013年度協約・協定改訂交渉を集約し、会社に対して妥結を通告しました。

今年度の協約・協定改訂交渉は、出向延長の問題や苦情処理会議を巡る労働組合への介入、組合掲示板の設置基準など、会社の一方的な協約解釈による労使関係の問題解決。新人事賃金制度や休日出勤、年休取得など、労働条件の改善に関する問題解決をはかるべく、169項目の要求について9回の団体交渉を開催し、粘り強く交渉を行ってきました。

会社は交渉期間中に「懲戒等に関する基本協約等の条文の改訂」を提案しましたが、本部はこの提案について申し入れを提出して団体交渉を開催し「懲戒の範囲を変えるものではない」ことを労使で確認しました。

最終回答は9項目あり、その中で「専任社員の保存休暇の用途拡大」では一部前進を勝ち取ることができましたが、私たちの要求からすれば組合員の要求に全く応えていない回答であるため、再申し入れを行いさらに交渉を継続しました。

しかし、会社が組合員の要求を解決しようとする姿勢は微塵もなく、本部は全ての項目で対立を確認すると共に不満を表明し持ち帰り検討としましたが、これ以上の前進を勝ち取ることは困難と判断し、今次交渉について集約することとしました。

しかし、妥結したからといってこれで良いとは考えていません。今後もさらに組合員や社員が報われるよう現状を変えるために、本部はその最先頭に立ち、さらに奮闘します。

これまでの交渉にあたり、組合員はもとより、他労組の多くの皆様から支援を頂き、誠にありがとうございました。

一部前進を勝ち取る！